

## 2017 春闘 職場の声が大事です 分会を開いて、以下のテーマ について話し合みましょう！

# 2017 春闘分会討議資料 パート版

ユーコープ労働組合  
本部事務所 045-319-4891

1月11日(水)から1月30日(月)までの間に分会を開催して下さい。分会では、この討議資料を見ながら話し合い、「分会開催報告書」に話し合った内容・出された意見を記入して、労働組合書記局へメールカバンまたはFAXで送って下さい。理事会に対する要求は、2月4日(土)の中央委員会で決定し、当日提出します。回答指定日は2月18日(土)です。労使交渉期間は、3月18日(土)から4月8日(土)の予定です。

### 1. ベースアップ要求

神奈川・静岡・山梨 3 県すべてのパート職員の基本時給を 1000 円にすることを要求します。

- 2016 春闘では 10 月の最低賃金改定を待たずに、神奈川エリアのパート職員のみ基本時給を 29 円引き上げて 935 円とし、静岡・山梨エリアのパート職員の基本時給についてはゼロ回答でした。労使交渉のなかで、静岡・山梨エリアのパート職員の基本時給を 5 円の引き上げる再回答を引き出しましたが、3 県のパート職員の基本時給の格差が広がる結果となりました。
- 2017 春闘では最低賃金 1000 円以上の運動を強めるとともに、理事会に対しても、「基本時給 1000 円」を求めています。
- 昨年秋の「生活実感アンケート」では、パート職員の 58% が「生活が苦しい」と答え、春闘では最も実現してほしいこととして、69% の人が「ベースアップ」をあげています。

### 2. 一時金要求

神奈川・静岡・山梨 3 県の統一要求とします。  
年間で何ヶ月要求するかを分会で話し合みましょう。

- \* 率直な意見が出せるよう、一般パートとキャリアパートに分かれて話し合いを行うなど、その分会のやりやすい方法で行ってください(一般パート用とキャリアパート用の分会報告書を活用しましょう)。
- 2016 年度よりエスパート職員の賞与制度が導入され、2016 春闘では一般パートと同月数の一時金年間 0.2 ヶ月で妥結しました。また、キャリアパート職員については、年間 0.4 ヶ月という、はじめて一般パート職員を上回る月数の回答となりました。
- 雇用区分別(キャリアパート・一般パート・エスパート)の一時金の要求月数について話し合みましょう。2016 春闘では、パート店長・キャリアパート職員は 2.2 ヶ月、パート職員・エスパート職員の一時金は、年間 2 ヶ月を要求しました。
- その他の処遇に関する雇用区分別の要求についても、話し合みましょう。

### 3. 明るく働きやすい職場づくりの要求

職場の問題点をみんなで出し合い、改善を求めましょう！  
不払い・サービス残業はありませんか？風通しのよい職場ですか？

- \* 2016 秋闘では、処遇改善・制度改善要求で前進点がありました。
- 一般アルバイト職員に職種時給を加給(2017 年 3/21~)
- 週 3 日の一般アルバイト職員は一般パート職員契約とする(2017 年 6/21~)
- シニアアルバイト職員に時間手当・日祝日手当を加給(2017 年 6/21~)
- シニアアルバイト職員・一般アルバイト職員の受診希望者全員が定期健診を受診できるよう全員の問診票を配付する等運用改善(2017 年度~)
- 社会保険適用パートの家族手当支給等について検討をすすめる。

### 4. 働く者の暮らしと権利を守る社会的要求

- 「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」に取り組みましょう！  
最低賃金の地域間格差は最大で 218 円に広がりました。ユーコープで働くパート職員の基本時給も最低賃金に影響され、最大で 100 円の格差となっています。「同じ仕事をしているのに、働く場所が違うだけでこんなに時給に格差があるのはおかしい」という不満を解消するためにも、「だれでも、どこでも、最低賃金 1000 円以上！」は、私たちの切実な要求です。
- 「ヒバクシャ国際署名」に取り組みましょう！  
理事会とともに 2 月から取り組む予定です。労組員 1 人 5 筆(さらにできる方は 10 筆)の署名を、家族・友人・知人などから集め、核廃絶の世論を広げましょう。  
10%への消費税アップ、労働法制改悪、原発再稼働、社会保障改悪など、安倍政権の暴走にストップをかけましょう！

#### 「キャリアパート職員制度の見直し」について

労働組合は、キャリアパート懇談会を開催しながら 11 月下旬からキャリアパートにアンケートを行ってきました。アンケートの集約をもとにして、2017 年 2 月 4 日の中央執行委員会で交渉方針(案)を確定します。そのうえで、2 月までに交渉方針を確定し労使交渉していきます。

## 5. 労組の仲間を増やしましょう！

### ● なぜ仲間をふやすの？

(1) 労働組合とは、労働者と使用者が対等の立場で労働条件について交渉する団体です。日本の労働組合は、第二次世界大戦前は組合結成、ストライキなどが厳しく取り締まられました。第二次世界大戦後は日本の民主化の一環として弾圧法規の撤廃、労働組合法の制定によって、初めて労働組合が認められ法的保護を受けるようになりました。

日本国憲法の第 27 条で勤労権の保障、労働条件の法定、第 28 条で労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）を保障し、労働三権を認めた点で画期的なものです。

ユーコープ労働組合は、現在 5,800 人以上が加入している労働組合です。労働組合はなによりも数が力です。

2016 年秋闘でもみんなの声を集めて要求し、成果を勝ち取りました。①週 3 日の一般アルバイトを一般パートにすること。②シニアアルバイトの日祝日手当・時間帯手当を 2017 年 6 月 21 日から導入する。③シニアアルバイト・一般アルバイトの定期健康診断は全員対象とする。④社会保険適用パートの「家族手当」について検討を表明。

要求実現のカギは、どれだけ多くの声を集め、理事会に届けることができるかどうかです。労働組合に入っていない職場の仲間はまだまだたくさんいます。その方たちを労働組合に迎えることが、働きやすい職場をつくり、暮らしを守るための大きな力になります。働きやすい職場、働き続けられる職場をつくっていくために、労組員一人ひとりが職場の仲間を増やす取り組みに参加しましょう！

### ● どう取り組むの？

あなたの職場に、労働組合に入っていない人がいたら「労組に入りましょう」と声を掛けましょう。誰が未加入者なのかが分からない時は、労組事務所 045-319-4891 まで問い合わせください。また、正規分会も、パート分会と相談しながら、労組の仲間を増やす取り組みに積極的に参加しましょう！



※5.6.については、みんなで読み合わせしましょう。

## 6. 「ヒバクシャ国際署名」に取り組みましょう！

### ● ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える「ヒバクシャ国際署名」とは？

被爆から 72 年目を迎える今も、約 19 万人の被爆者が心や体に原爆の深い傷を持ち苦しんでいます。「核兵器と人類は共存できない」「後世の人びとが生き地獄を体験しないように、私たちが生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」との思いから、平均年齢 80 歳を超えたヒロシマ・ナガサキの被爆者が国際署名を始めました。一方で日本政府は口では唯一の被爆国と言いながら、国連総会ではいつも、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議に棄権し続けています。

2016 年秋には核兵器禁止条約の交渉会議を 2017 年に関くという決議が国連総会で採択されました。ところが、核兵器廃絶の先頭に立つべき日本政府は決議に反対票を投じました。「政府に裏切られた」と被爆者や国民が怒りの声を上げるのは当然です。日本政府は「核保有国と非核保有国の対立を助長するから」と反対理由を上げていますが、核兵器禁止条約に強硬に反対している核保有国を説得することこそが日本の役割ではないでしょうか。

昨年 4 月 1 日、安倍内閣は核兵器の保有だけでなく、核兵器の使用についても憲法上「妥当」との答弁書を閣議決定しました。稲田朋美防衛大臣は 8 月 5 日、「憲法上、必要最小限度がどのような兵器であるかという限定がない」と、日本の核兵器保有について記者会見で否定しませんでした。

—昨年 4 月に改定された、日米新ガイドライン（日米防衛協力の指針）には米国は引き続き日本に対し「核の傘」を提供することが明記されました。ここに日本政府が国連総会で決議に反対した本当の理由があります。

日本を被爆国、そして平和憲法をもつ国にふさわしく、核兵器全面禁止のために行動する国に変えましょう。被爆者が訴える核兵器廃絶の国際署名をみんなで推進しましょう。

### ● どう取り組むの？ 職員・パート職員は 2 月末までに署名しましょう。

- この署名は国連に提出します。住所は〇〇市〇〇区〇〇町まで書けば良いです。詳しい所番地は書く必要がないので、核兵器に反対する人ならどなたでも署名して頂けます。自分が署名し、家族、友人、知人に署名を上げましょう。
- ①分会で生協組合員や一般市民に向けて、店頭署名や駅頭署名を実施できる日にちと時間を相談しましょう。できるだけ多くの労組員が参加できるように、複数回計画しましょう。②署名活動する日にちが決まったら、署名のやり方などを所属長に相談しましょう。③労働組合にも署名活動をする予定を出してください。④署名活動は労働組合活動とします。参加者が出勤日でない場合は分会活動費から交通費を出金したり、また、参加者に飲み物などを出すことができます。
- 各署名活動の予定をお知らせしますので、宅配やエリア事務所など、店頭署名に参加できれば一緒に取り組みましょう。